

財 第 452 号
平成21年3月25日

本 庁 各 部 (局) 長 様
企 業 局 長 様
病 院 局 長 様
県 議 会 事 務 局 長 様
教 育 長 様
警 察 本 部 長 様
人 事 委 員 会 事 務 局 長 様
監 査 委 員 事 務 局 長 様
労 働 委 員 会 事 務 局 長 様

総 務 部 長
(財 政 課)

平成21年度予算執行方針について (依命通達)

このことについて、島根県予算規則第9条の規定に基づき、平成21年度予算執行方針を別紙のとおり定めたので、命により通知します。

おって、この趣旨を貴所属職員に周知徹底するとともに、適切かつ効率的な予算執行を行うよう配意してください。

平成21年度予算執行方針

当面の県政の最重要課題は、目下の経済危機をいかに乗り切るかということにあります。このため、平成21年度当初予算においては、国の経済対策に呼応し、さらに県独自の措置も織り込んで、平成20年度2月補正予算と合わせた切れ目のない経済対策を実施するための予算を編成しました。予算の執行に当たっては、厳しい経済情勢に配慮し、効果的な執行を図る必要があります。

他方、平成21年度当初予算段階における収支不足額は、「財政健全化基本方針」にほぼ沿ったものとなっているとはいえ、引き続き多額の収支不足が生じており、今後は、歳入の確保に努めるとともに、歳出予算の効率的な執行を図る必要があります。

については、次に掲げる事項に沿って適切に対応してください。

1. 総括的事項

- (1) 県内の経済・雇用情勢を注視しつつ、効果的な執行に努めること。
- (2) 最小のコストで事業効果が発揮されるよう各事業の見直しに努め執行に反映すること。特に、「予算の使い切り」の発想を払拭し、経費の節減を徹底すること。
- (3) 議会における審議はもとより、監査委員や包括外部監査の意見、県民からの意見・苦情等があった事項や業務点検

委員会における点検結果については、それらを十分に検討の上、適切な予算執行に努めること。

- (4) 次の取扱通知に基づき、県内事業者への優先発注、県内企業の開発製品等の優先的な調達、県産品の優先的な利用に引き続き取り組むこと。

- ・「官公需における県内中小企業者への優先発注について」（平成21年3月16日付け中小第880号）
- ・「島根県新商品による新事業分野開拓事業者認定制度の創設について」（平成18年1月31日付け産第619号）
- ・「地産地消に係る県産農林水産物及びその加工品の利用促進について」（平成17年9月20日付けブランド第193号）

- (5) 障害者施設等で製作された物品の買入れ等については、「障害者を多数雇用する事業所、障害福祉施設等に対する官公需の発注等の配慮について」（平成21年2月20日付け障第1806号他）を踏まえ、積極的に取り組むこと。

- (6) 国庫補助・委託事業については、事業の必要性・効果等を十分検討し、選択的・効率的執行を図るとともに、確実な収入見込のもとで、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」等に基づき適正に執行すること。

また、関係省庁に対して、新たな制度化や制度の改善を要望する必要がある事項については、積極的に働きかけること。

なお、国庫補助負担事業について、超過負担など国と県との財政秩序を乱すおそれのあるものについては、地方分権推進の理念も踏まえ、従来にも増してその改善を強く要望すること。

- (6) 行政需要の複雑化・多様化に伴い、二つ以上の部（局）に関連する事業が増加しているため、関係部局間の連絡調整を密にし、効果的な事業実施と効率的な予算執行に努めること。

- (7) 契約又は変更契約の締結及び財産の取得又は処分で、議会の議決に付すべきものについては、議会の開会時期を念頭において計画的に執行すること。
- (8) 公金の管理運用については、平成21年度資金管理方針（平成21年3月3日付け審第383号）に沿って、適切に行うこと。
- (9) 歳出予算のうち、その全部又は一部を国庫支出金等の特定財源をもって充てるものについては、予算規則第12条の規定により、その収入が確定した後でなければ、配当済予算であっても執行できないことになっているので留意すること。
- (10) その他、予算の執行に当たって必要な事項については、別途通知するものであること。

2. 歳入に関する事項

- (1) 県税等一般財源の増収を図るとともに国庫支出金、使用料、手数料等の特定財源の確保に努めること。
特に、国庫支出金については、県の財源構成に占める割合が高く、その収入が遅延することは、県の資金計画に多大な影響を与えるほか、一時借入金利子の負担増にもつながるので、事業の進捗状況を的確に把握し、前金払、概算払等の制度を活用してこれまで以上に早期受入れに努めること。
- (2) 貸付金、使用料等の債権管理については、「島根県債権管理マニュアル」（平成20年12月8日付け会第444号）に基づき、債権の管理、保全及び回収を行うこと。
- (3) 未利用の県有財産については、管財課（県有財産活用推進スタッフ）と十分連携の上、財産の有効活用や売却促進

に努めること。

- (4) 普通財産の譲与については、「普通財産の譲与又は減額譲渡に関する事務取扱基準」（平成17年1月12日付け管財第480号）により、適正な事務の執行に留意すること。

また、長期にわたる貸付については引き続き譲渡を前提に関係先と協議を進めること。

- (5) 県有資産の有効活用による新たな財源の確保については、「島根県広告事業実施要綱」（平成19年3月30日付け政第257号）に基づき、積極的な歳入確保に努めること。

- (6) 各種講座、セミナー等の有料化などについては、「各種講座、セミナー等に係る受益者負担の考え方」（平成16年11月8日付け財第219号）に基づき、事業実施に当たっては受益と負担の関係を明確にしつつ、積極的な歳入確保に努めること。

3. 歳出に関する事項

- (1) 職員の人件費は、最大の事業費であることを自覚し、マンパワーを活かした県民サービスの向上に留意すること。

また、時間外勤務手当については、事務の改革・改善や事前命令の徹底などにより引き続き縮減に取り組むこと。

- (2) 義務的経費（人件費、扶助費、公債費）については、予算計上額の範囲内で適期に執行すること。

- (3) 普通建設事業費については、「島根県総合雇用対策の方針」（平成19年12月18日付け労第799号）を踏まえ、県内業者への優先発注や県内下請業者優先の要請、県内資材の優先使用などを徹底すること。

なお、公共事業費については、後年度財政負担を考慮した慎重な判断に基づく新規着手箇所の取捨選択に努めると

ともに、コスト縮減等による効果的・効率的な執行に努め、事業の質的改善を図ること。

(4) 災害復旧事業費については、自然災害が県民生活に与える影響が大きいことに鑑み、予算計上額の範囲内で早期復旧に努めること。

(5) 補助金は、反対給付のない公金支出であり、「公益上の必要性」が客観的に認められなければならないことに留意し、適切に執行すること。

特に、各種団体に対するものについては、行政監査、財政的援助団体等監査の報告を踏まえ、適正な執行に努めること。

(6) 団体等に継続的に支出する会費及び会費的負担金については、団体等への継続加入の必要性と会費負担額の妥当性等について見直しを行い適正な執行に努めること。

(7) 補助金、委託料、貸付金等については、相手先の事業実施状況等を十分把握の上、分割の方法によるなど、適時、的確に支出すること。

(8) 「公の施設」「外郭団体」については、改革推進会議・行政改革専門小委員会による提言を踏まえた見直しを進めることとしているので、人事課、財政課、営繕課等関係課と十分連携を図り次の取組を進めること。

① 「公の施設」

施設の利用向上、県民サービスの質の向上とコスト縮減

② 「外郭団体」

「島根県が出資する法人の健全な運営に関する条例」に基づく経営評価や「島根県外郭団体に関する指導監督指針」を踏まえた適切な指導監督

(9) 県有施設の維持管理については、営繕課・管財課を中心に点検や見直しを進めることとしているので、十分連携を図りコスト縮減に努めること。

また、新たな保守管理の契約締結や修繕など、専門的な

判断が必要な場合には、営繕課・管財課と適宜協議すること。

- (10) 各種の情報通信システムについては、運用保守や改修、調達における効率的かつ適切な予算執行と、全庁的なシステムの最適化を図るため、「島根県情報通信システム全体最適化推進要綱」（平成18年3月23日付け情第571号）等に基づき、情報政策課と事前に協議を行い、承認を得ること。
- (11) 郵券料、電話料金及び燃料調達費については、総務課、管財課及び会計課に一括予算計上して会計処理しているが、各所属においては、過大な使用にならないよう留意すること。
- (12) 経常経費等については、行政事務の電子化、環境にやさしい率先実行計画（しまね県庁CO2ダイエット作戦）の取組や「長期継続契約を締結することができる契約に関する条例」に基づく長期継続契約の活用などにより、従前にも増して徹底した内部管理経費の節減に努めること。
- (13) 随意契約については、地方自治法施行令第167条の2第1項各号の規定に基づいて行われているが、このうち、いわゆる「一者随意契約」については、契約の透明性、公平性を確保するため、特に慎重かつ厳正な運用を行う必要があることから「随意契約事務の改善について」（平成18年3月6日付け会第447号）において、「随意契約取扱指針」等が定められていることを踏まえ、全ての随意契約について総点検を行い適正な契約事務の執行に努めること。
- (14) 会計経理の業務については、納品書による物品納入の確認の徹底を図るなど、「予算執行の適正化への取組みについて」（平成20年12月19日付け会第481号）に基づき適正に行うこと。
- (15) 執行協議とされている経費については、財政課への協議を行った後、所要額を執行すること。

なお、この執行方針によりがたい場合については、個々

に協議の上執行すること。

4. 特別会計及び企業会計に関する事項

特別会計及び企業会計については、独立した会計を設けた意義・目的を十分認識の上、本県の厳しい財政状況を踏まえ、一般会計に準じ、予算の計画的、効率的かつ適正な執行に努めること。